

令和3年4月28日

「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等に関する意見募集について

消費者庁は、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等に関する意見募集を開始しました。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第4項では、同条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとされています（これらの規定は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）により新設されるもので、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

様々な立場の有識者等の意見も踏まえて指針の内容を検討するため、令和2年10月から「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」（以下「検討会」といいます。）が開催され、今般、報告書¹が取りまとめられました。

消費者庁では、同報告書を踏まえ、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」（以下「本指針案」といいます。）を作成しました。また、事業者が指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方及び想定される具体的取組事項等を示す解説（以下「指針の解説」と仮称します。）についても、指針公表後に、作成・公表する予定です。

ついては、本指針案の内容及び「指針の解説」に盛り込むべき具体的取組事項について広く国民の皆様の御意見を募集するため、パブリックコメント手続を開始しました（意見提出の締切日は令和3年5月31日（月））。

本指針案の内容及び意見の提出先等の詳細は、「意見募集要領」を御覧ください。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課（担当：戸塚、金山、甲賀）

TEL：03-3507-9253

URL：<https://www.caa.go.jp/>

¹ 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_001/assets/review_meeting_001_210421_0001.pdf